

# 令和6年度臼杵市事業者課題解決マッチング事業補助金募集要項

## 1. 事業の目的

厳しい経済状況の中で経営力強化に取り組む市内事業者に対し事業者の抱える経営課題の解決に資する多面的な支援に繋げるため、予算の範囲内において事業者課題解決マッチング事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

## 2. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす事業者

- (1) 金融機関から臼杵市事業者課題解決マッチング事業補助金に係る推薦書（様式第2号）を受けれること。
- (2) 市内において、1年以上事業を営む中小企業者（中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者）であること。
- (3) 金融機関が認める経営課題を有し、支援業者を通じて経営課題の解決に繋がる支援を受けた中小企業者又は金融機関から直接支援を受けた中小企業者であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

## 3. 補助対象経費等

- ・ 経営課題の解決に至った際に市内事業者が支援業者に対価として支払う手数料の一部。
- ・ 手数料の2/3を補助。（上限300,000円）※消費税相当額は含まない。
- ・ 1事業者につき1つの支援策に限る。

## 4. 補助事業の流れは別紙を参照ください

## 5. 採択申請の概要

### 【募集期間】

- ・ 令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）

※補助金交付の申請までを含めて、上記の期間内で申請を完了すること。

### 【提出書類】

- (1) 補助事業採択申請書（様式第1号）
- (2) 臼杵市事業者課題解決マッチング事業補助金に係る推薦書（様式第2号）
- (3) 市税完納証明書
- (4) 支援業者の情報が分かる書類
- (5) 支援業者に支払い予定の手数料額が確認できる書類  
（見積書写し、課題解決に係る提案資料など）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### 【提出場所】

臼杵市産業観光課（臼杵市役所臼杵庁舎2F）

## 6. 採択決定

事業内容の審査を行い、指定の決定をした時は、補助事業採択通知書（不採択の場合は補助事業不採択通知書）により申請者に通知します。（補助金の補助事業として採択したことを通知するものであり、補助金の額を決定するものではありません）

採択された場合は、申請した事業計画に基づいて補助事業を実施してください。

## 7. 変更（廃止）申請

採択を受けた補助事業の内容を変更（廃止）しようとするときは、補助事業計画変更（廃止）申請書（様式第5号）を提出し、事前に承認を受けなければなりません。

## 8. 交付申請

補助事業の完了後、ただちに次に掲げる書類を提出してください。

※申請期限：令和7年2月28日（金）

- （1）補助金交付申請書（様式第8号）
- （2）支援業者から支援を受けたことが分かる資料
- （3）補助対象経費の支払いを証明する書類の写し

## 9. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

## 10. 交付請求

補助金の交付決定を受けた申請者は、次に掲げる書類により請求してください。請求書提出後、2週間～3週間程度で支払いとなります。

補助金交付請求書（様式第10号）

### 【問合せ先】

臼杵市産業観光課

TEL：0972-86-2713

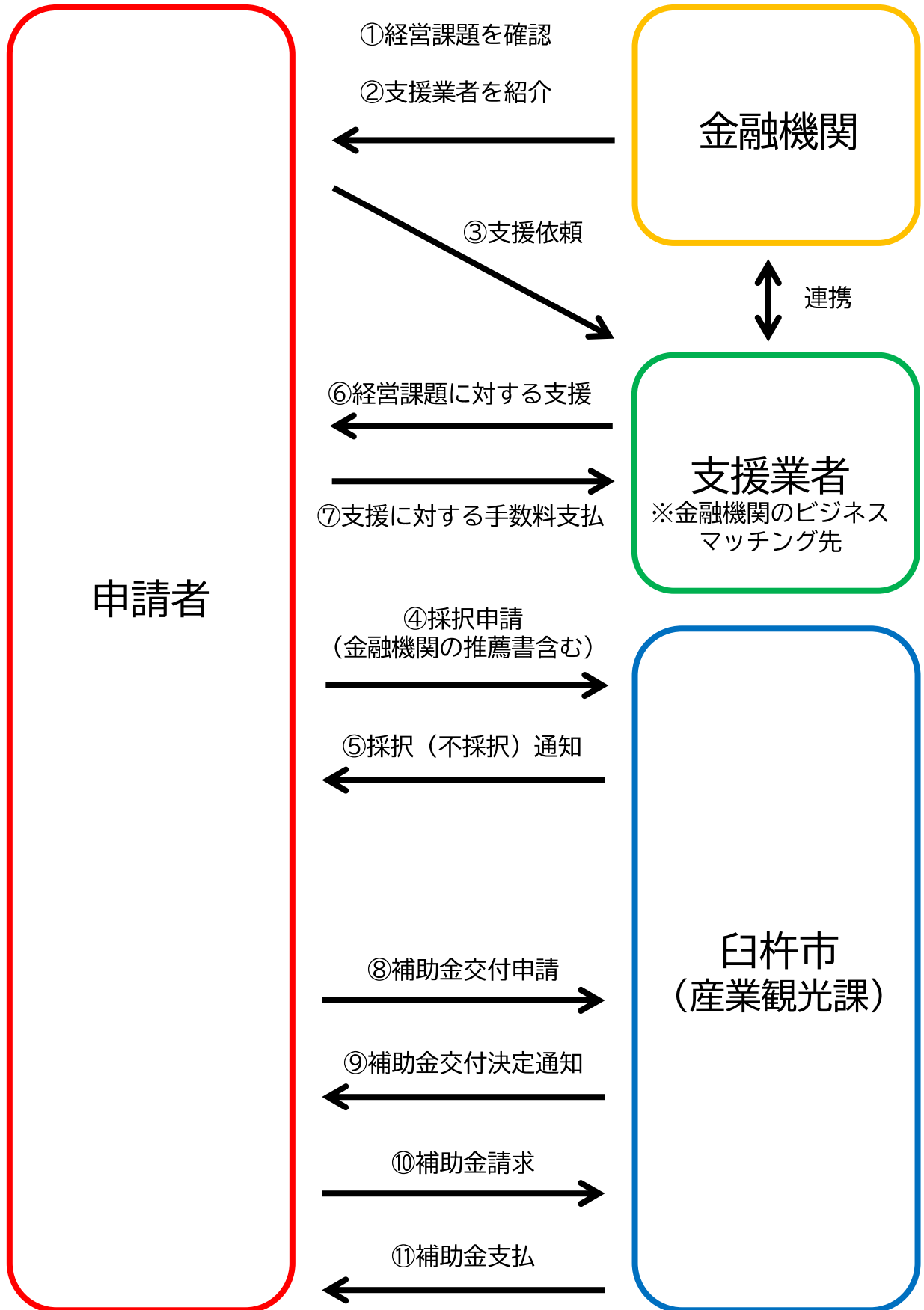
FAX：0972-64-0203

金融機関=支援業者でない場合

# 事業スキーム

(※)「副業人材紹介業」の場合

- ・人材紹介サイト掲載料【補助対象】
- ・人材マッチング成約手数料【補助対象外】



金融機関=支援業者である場合

# 事業スキーム

(※)「副業人材紹介業」の場合

- ・人材紹介サイト掲載料【補助対象】
- ・人材マッチング成約手数料【補助対象外】

